

静岡県告示第75号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年2月7日から起算して15日間、清水漁業協同組合用宗支所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月7日

静岡県知事 鈴木康友

1 発起人の住所氏名

静岡県静岡市駿河区西島1229-1	西岡 一明
静岡県静岡市駿河区広野4-4-8	石川 淳二
静岡県静岡市駿河区中平松215-2	原田 光浩
静岡県静岡市駿河区広野1-6-16	青木 嘉之
静岡県静岡市駿河区みずほ3-5-15	杉山 喜規

2 加入区

静岡加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

清水漁業協同組合